

警察庁職員の勤務評定の実施に関する訓令（昭和34年警察庁訓令第1号）

施行 昭和34年4月1日

改正 昭34年3月31日警庁訓6、7月1日警庁訓9、昭35年6月27日警庁訓15、昭36年7月3日警庁訓12、昭38年8月27日警庁訓7、昭41年4月1日警庁訓10、5月26日警庁訓12、昭42年6月1日警庁訓5、昭43年4月17日警庁訓5、6月15日警庁訓8、昭44年4月1日警庁訓2、昭46年4月1日警庁訓6、昭48年4月27日警庁訓4、昭51年5月10日警庁訓8、昭53年4月5日警庁訓3、昭54年4月4日警庁訓8、昭56年4月3日警庁訓7号、昭57年4月6日警庁訓5、昭58年4月5日警庁訓3、昭59年4月11日警庁訓5、6月21日警庁訓8、昭60年4月6日警庁訓5、昭61年4月5日警庁訓9、昭62年5月21日警庁訓4、平元年5月29日警庁訓4、平2年6月8日警庁訓2、平6年6月29日警庁訓8、平9年4月1日警庁訓3、平10年4月9日警庁訓6、平13年1月4日警庁訓1、3月30日警庁訓11、平14年4月1日警庁訓5

（この訓令の目的）

第1条 この訓令は、人事の公正な基礎の一つとするため、警察庁の職員（以下「職員」という。）の勤務評定を実施するにつき必要な事項を定めることを目的とする。

（準則）

第2条 職員の勤務評定は、人事院規則10-2（勤務評定）、勤務成績の評定の手続及び記録に関する政令（昭和41年政令第13号。以下「政令」という。）、勤務成績の評定の手続及び記録に関する内閣府令（昭和41年総理府令第4号。以下「府令」という。）及びこの訓令の定めるところにより行う。

（勤務評定を受けない職員）

第3条 次の各号のいずれかに該当する職員については、勤務評定を行わない。ただし、第2号又は第3号に該当する職員については、第6条第2号の規定に基づく特別評定を行うことができる。

- (1) 警察庁次長、内部部局の官房長、局長、部長、総括審議官、審議官、技術審議官、参事官、首席監察官、警察大学校長、同副校長、同特別捜査幹部研修所長、同国際捜査研修所長、同警察政策研究センター所長、同警察情報通信研究センター所長、同附属警察情報通信学校長、科学警察研究所長、同副所長、皇宮警察本部長、管区警察局長、東京都警察通信部長、北海道警察通信部長その他これに準ずる職員で特に指定する者
- (2) 臨時的職員
- (3) 非常勤職員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）

（権限の委任）

第4条 警察庁長官（以下「長官」という。）は、政令第2条の規定に基づき

、別紙第1の実施権者の欄に掲げる者（以下「実施権者」という。）に、それぞれ別紙第1に掲げる被評定者についての勤務評定の実施の権限を委任する。

（定期評定）

第5条 定期評定は、毎年1回5月31日に行なう。

- 2 府令第2条に規定する理由に該当し、前項の期日に公正な評定を行なうことができないと認められる職員については、実施権者が公正な評定を行なうことができると認めるときに評定を行なう。

（特別評定）

第6条 特別評定は、次の各号の一に該当する場合に行なう。

- (1) 条件付採用期間中の職員が、当該期間開始の日から起算して5月を経過したとき。
- (2) 長官または実施権者が、特に必要と認めたとき。

（評定者等の指定）

第7条 勤務評定における評定者および調整者（以下「評定者等」という。）は、別紙第1のとおりとする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、実施権者は、長官の承認を得て、これと異なる評定者等を指定することができる。

- 2 1名の職員について評定者となるべき監督者が2名以上いる場合は、実施権者は、そのうちの1名を評定者に指定する。この場合評定者は、評定者とならない他の監督者と協議して評定するものとする。

（評定の方法）

第8条 勤務評定は、別紙第2に掲げる勤務評定記録書（以下「記録書」という。）によつて行い、その記入要領および評定要領は、別紙第3のとおりとする。

（記録書の効力）

第9条 記録書は、当該評定期間中の職員の勤務成績を示すものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合を除き、当該評定期間に引き続く期間におけるその職員の勤務成績を示すものとみなす。

- (1) 当該記録書が作成されてから2年を経過したとき。
- (2) 新たに記録書が作成されたとき。
- (3) 職員が職務の複雑と責任の度が異なる他の官職に任命され、その日から5月を経過したとき。

（記録書の保管）

第10条 記録書は、その効力を有する間、それぞれ別紙第1の保管責任者の欄に掲げる者が保管する。

(併任の場合の評定)

第11条 職員が併任されている場合は、その職員が主として勤務している官職について勤務評定を行なう。

附 則 (略)

- 注 1 内部部局中課長には、国家公安委員会会務官を含む。
- 2 内部部局中調査官とは、警察庁の内部組織の細目に関する訓令（昭和32年警察庁訓令第4号）に定める調査官をいう。
- 3 管区警察局府県通信部、東京都警察通信部及び北海道警察通信部中課長には、通信技術指導官を含む。
- 4 保管責任者中官房長、人事課長とは、それぞれ内部部局の官房長、人事課長をさし、総務監察部長、総務部長、警務部長、警務課長とは、それぞれ附属機関又は地方機関の総務部長、総務監察部長、警務部長、警務課長をさす。
- 5 被評定者が行(一)7級又は6級である場合の保管責任者は、指定にかかわらず人事課長とし、行(一)5級又は4級であつて保管責任者が人事課長となつている場合の保管責任者は、指定にかかわらず一つ下位の被評定者の保管責任者とする。
- 6 科学警察研究所の係長及びそれに相当する職員以下の職員の調整者は部長又は課長となっているが、総務部に勤務するこれらの職員については課長、その他の部に勤務するこれらの職員については部長とする。

【本別紙改正・昭34警庁訓6・警庁訓9・昭35警庁訓15・昭36警庁訓12・昭38警庁訓7・昭41警庁訓10・警庁訓12・昭42警庁訓5・昭43警庁訓5・警庁訓8・昭44警庁訓2、全改・昭46警庁訓6、改正・昭48警庁訓4・昭51警庁訓8・昭53警庁訓3・昭54警庁訓8・昭56警庁訓7・昭57警庁訓5・昭58警庁訓3・昭59警庁訓5・警庁訓8・昭60警庁訓5・昭61警庁訓9・昭62警庁訓4・平元警庁訓4・平2警庁訓2・平6警庁訓8・平9警庁訓3・平10警庁訓6・平13警庁訓1・警庁訓11】

別紙省略